

○「第4期京田辺市障害者基本計画」の令和7年度実績報告について

「第7期京田辺市障害福祉計画・第3期京田辺市障害児福祉計画」の令和7年度実績報告について

【質問・意見】

（委員）

日中活動系サービスの就労選択支援事業所に登録している事業所は、京田辺にあるか。また、計画値1とあるが、今後どこかが取得してくれればいいなという思いも込めて1と書いているイメージか。

（事務局）

現在、京田辺市内に事業所はなく、事業所が1か所あればいいところである。ただ近隣で利用できる事業所が少しずつ増えてきており、サービスが使いたい方がいればご案内できる体制である。

（委員）

第4期計画の主な成果と課題の基本方針Ⅰに「障がいのある人への合理的配慮が義務化され、市内の事業所等への周知・啓発を今後も実施し、障がいのある人への理解をすすめる」とあるが、非常に大切だと感じている。周知啓発について具体的に中身を考えていくことを次期計画では行ってほしい。また、基本方針Ⅳで「市が策定した避難行動避難所運営マニュアル及び地域と協働で策定した各地域の避難行動・避難所運営マニュアルの活用と充実を図る」とあり、とても大切だと思う。令和7年度はマニュアルにある避難訓練や学習会などの取組があれば教えてほしいし、次期計画にも反映させてほしい。

（事務局）

合理的配慮の件については引き続き取組を行っていく。今、合理的配慮の講座などの企画をしている。もう一点の避難所運営にかかる障がい特性に応じたマニュアル等の活用についてのご意見については防災担当と連携をして意見を伝えるとともに、必要な際には連携を行っていく。

（委員）

次期計画にもつながるが、実施施策をやった・やっていないはわかるが、その結果基本計画に載っている理念に具体的にどのように近づいたのかの評価が、前回の計画では目標到達地点の設定がなくわからない。次の計画については具体的な目標到達地点を設定したいと思った。

（委員）

同じ意見である。目標が啓発で知ってもらおうというのはKPIの設定が難しいが、例えばアンケートをとるなど、今まで知らなかったことを知った人が増えたなど、という検証をされた方がいい。具体的な目標数値があればわかりやすいと思う。

(委員長)

KPI、重要業績評価指標について、数字で示せるものは検討していきたい。計画の評価に●や◎があるのはわかりやすい。市として特にどれが課題と感じているかなども大事だと思うので、計画を作るうえでみていきたい。

○「第2期京田辺市“生きる”支援計画－京田辺市自殺対策計画－」の令和7年度実績報告について

【質問・意見】

(委員)

先ほどと同じだが、事業をやったやっていないの報告はわかったが、結果自殺者数はどうなったのかの報告が、シビアであるが必要だと思う。

(事務局)

京田辺市の数字までは挙げられていないが、数字として横ばいというのが現状である。国は子どもに対しての施策が強調されているが、京田辺市は子どもに対してというよりは、30代40代の女性が従来から死亡者の中では多い。年間で1人や2人という状況だが今年度少し上がって来ている。また、相談窓口で女性の相談が増えているのが昨年度の集計でみられた状況で、全体を通じて大きく増えているというわけではないのが現状である。

(委員)

第2次の計画では令和4年度までの数字が出ているが、できれば5年、6年とその後どうなったのか追っていきたい。この計画の目標値は自殺者ゼロとなっているので、数字を出すのはセンシティブなのかもしれないので他の委員のご意見も聞きたい。

(委員長)

女性が比較的多いのはなぜかという仮説はあるのか。理由はよくわからないのか。

(事務局)

相談の中で見えてきているのは、子どもの手が離れたくらいの年齢の方が、子ども自身のこれからのこと、子育てについての相談が多く、そこが一番大きいのかかもしれないと思っている。

(委員)

(救急対応に関する庁内連携体制の強化について) 連携体制の計画はあるが、今現在連携体制の構築はなされていないのか。

(事務局)

消防からの回答だが、計画を作る段階では国が連携を取るために個人情報連携できる体制を取っていくという話であった。今は18歳未満の子どもに対して協議体を作り個別ケ

ースを扱い、個人情報を超えられる形がこの4月から始まったが、京田辺市はそれ以上の年齢の方が多いため、今のところ法整備まで至っておらず、遠隔的な何かができるのか、他の市町との意見を聞きながら進めているところである。ただ個人情報そのものを突破できるところまではなりそうになく、どのように支援をしていくかが課題である。

(委員長)

個人情報との兼ね合いでそれを共有できる会議体が成立される、そういった整備との兼ね合いがあるということ。

○「第5期京田辺市障害者基本計画・第8期京田辺市障害福祉計画・第4期京田辺市障害児福祉計画」策定のための計画概要および骨子案について

【質問・意見】

(委員)

次期計画では第4期計画以降、令和3年9月の医療的ケア児支援法施行から令和8年4月の高次脳機能障害支援法施行までの法律や制度があり、盛り込んでいる内容だと思う。進捗状況やアンケート結果が施策の展開の内容に反映されており、非常に良いと思う。

(事務局)

今回の計画策定にあたり、国で定められている計画のほかに、法律が様々施行されている。本市も医療的ケア児支援法ができた関係で庁内の連携会議を立ち上げたり協議の場を設置したり、その後法律の施行されてきたことを踏まえ、その内容をきっちり次回計画に盛り込んでいきたい。また、障がいのある方が地域で生活するにはその方を支える支援者の方すべての体制が整わなければ難しい。制度だけではなく人と人とのつながりなどの部分も必要であると考えており、今回の計画についてはそのような考えも含んでいきたい。

(委員)

基本理念の基本方針Ⅲで「ライフステージに合わせた環境づくり」でインクルーシブな保育・教育の推進、二つ目に障がいのある子どもへの支援体制の充実で、グレーゾーンと言われる子どもたちが増えてきているとのこと。グレーゾーンや境界知能という言い方をするが、本当に増えているのか世間の人々の実感としてあるのではないかと認識している。その中で具体的な支援体制の充実は、保育所・幼稚園と教育機関との連携なくしてはなかなか進まない。教育現場に携わっている先生方の意見をいかにしてつなげていくのか、そこに対する地域や家族、その連携なくしては体制の強化は難しいと考える。最近増えてきているのはフリースクールや高校の通信教育など、公的な教育機関以外のところでの進学を選択する家庭もあり、公的機関だけではなく民間や様々な機関を通じての連携や情報収集が計画を作ることが重要だと思う。そのあたりを注視しながら次期計画に反映していただきたい。

(委員)

目標設定について、理念法は数値目標が難しいと思うので「こういう状態を作る」などの

表現でもいいと思う。京田辺市バリアフリー構想が終了したとあり計画交通課からの報告としては終わったとなっているが、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進はこれからも進んでいかないといけないので、バリアフリー構想の次のものが設定されるのかどうかを聞きたい。もう一つは、障害者権利条約の中では、インクルーシブ教育とは誰もが普通校に通うことであり、学校外のところでその子の特性に合わせた福祉サービスを提供するのではなく、誰もが地域の学校に行けるのがインクルーシブ教育である。インクルーシブ「な」という表現になっているのはそこに何か違いがあるのか、それとも条約で言うインクルーシブ教育を推進するということなのか。

意見として、サービスや制度、各種手当は、使いやすさのところで申請が誰もがしやすいものであるのか。タクシーチケットで、ここに来ないと受け取れないのが不便で、4月になれば市役所から自動で送られてこればいいのと思う。手厚い福祉サービスはあれど、その使い方について合理的配慮も含めて進めていってもいいと思う。最後に、在宅福祉サービスの充実に含まれてくる、福祉人材の育成について本当に人材確保が大変で、支援者になってくれる人を確保する必要がある。就職フェアが実際にうまく回っていないので、具体的な資格取得の後押しをするなど人材を増やすことを計画の中に打ち込んでいただければありがたい。

（事務局）

バリアフリーの基本構想の協議体は一定終了したが、今後作られる施設やバリアフリーの考え方は継承されるものであり、今後作られる施設においてバリアフリーを推進していくというのは引き続き行われるものと認識している。

（委員）

バリアフリーを期限つきでやっているというのは、法律に基づいてやっていたものなのか。それとも独自にされていたものなのか。

（事務局）

この協議体は田辺地区の所を重点的に取り上げ、重点整備地区の公的施設や大きな商業施設を一斉点検し、改修していくことを、目標値をあげて取り組んできた計画で、これについては一定改修を終え、改修が難しいところは代替え措置で目標を達成してきたところで計画を終了している。

（委員）

それを維持していくつもりだし、新しい課題が見つかったら対応していくということか。

（事務局）

それもあるが、新たに建ってくる建物については基準があり、基準を満たさないと建てられないため、今後新しい建物でこの点で改修が発生してくることはないため、そこを指導していくのが市の役割である。

（事務局）

インクルーシブ教育について、「な」を入れた表現について、思いをきっちり説明できる

だけのものを持ち合わせていない。「な」を入れることによって意味合いが違ってくるのではないかというご意見について、もう一度、表現について考えたい。

(委員長)

委員がおっしゃったことは、国の権利条約モニタリング機関というのを持っていて、日本の現状から照らしてすぐに変えにくいこともある。例えばグループホームは施設だから望ましくないという勧告も出ていますが、日本の地域生活の主力がそこなのでどうするのかという課題がある。国際的にはできるだけ在宅で暮らせるようにしていこう、インクルーシブな環境で生活できるようにしていこうというものだが、日本の高齢化、重度化という現状との兼ね合いで大きな課題が出てきている。これは京田辺市だけでなく日本全体もそうである。みんなが普通学校に行けるようにというご意見だったかと思うが、もう一方で、学校に行けないとだめなのかという思いもある。インクルーシブ教育の研究をしている先生の子どもが不登校で悩んでいる例もある。インクルーシブは大事だが、そもそも学校に行けないとだめなのかという論点もある。

○計画策定スケジュールについて

次期会議は、10月下旬から11月、2月中旬を予定。